

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	災害対策基本法	法令の番号	昭和36年11月15日法律第223号					
不利益処分の種類	応急措置業務への従事命令	根拠条項	第73条第1項					
処分基準	<p>本件は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、知事が災害対策基本法第65条第1項の規定による応急措置業務への従事命令を発することができるものであり、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき</p>							
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	55～